

令和7年度 トラック輸送における取引環境・労働時間改善に係る 兵庫県トラック協会の取組み(輸送秩序確立対策)

令和7年度、業界は「2024年問題」を端緒とする深刻な構造的課題(人手不足の深刻化、高齢化、長時間労働)への対応が急務となった。

また、荷待ち・荷役時間の削減、多重下請構造の是正、荷主企業の意識改革等に向けて、改正物流法を中心とする規制措置が順次運用開始された。

兵庫県トラック協会では、これらの状況を踏まえ、適正化実施機関の巡回指導を通じて、物流の持続性を支えるための取組みを幅広く実施した。さらに関係行政機関と連携し、会員事業者への周知・指導・支援を実施するとともに、荷主対策として、トラック・物流Gメンと連携し取引環境の健全化、コンプライアンス強化等について積極的に活動を行った。

1 物流革新に向けた改正物流法等への対応

(1) 商慣行の見直しや荷待ち・荷役時間の削減等物流効率化に向けた対応

① 改正流通業務総合効率化法および改正貨物自動車運送事業法に基づく規制措置(書面の交付義務、物流効率化への取組等)について、会員事業者向け説明会や資料配布を行い、周知を図った。

- ・ 改正物流法に関する説明会(令和7年5月8日・13日)

② 物流効率化の促進に向け、行政機関や他団体と連携し、着荷主・一般消費者への理解促進を目的とした広報を実施した。

- ・ 第55回物流セミナー(令和7年11月11日) 荷主企業32名参加
講演Ⅰ「改正貨物自動車運送事業法について」
講演Ⅱ「働き方改革から1年半～現場はどう変わったか～」
- ・ 取扱部会「荷主懇談会」(令和8年2月4日) 荷主企業18名参加
- ・ 各種研修会(講師依頼による職員の派遣)
兵庫県トラック協会西播支部青年部会「改正貨物自動車運送事業法勉強会」(令和7年6月11日)
西播磨貨物運送事業協同組合「改正貨物自動車運送事業法勉強会」(令和7年8月23日)
しらすぎ物流事業協同組合「トラック関連法令等改正に伴う組合勉強会」(令和8年2月28日)

(2) 多重下請構造の是正と実運送事業者の適正運賃・料金収受に向けた対応

① 「多重下請構造のあり方に関する提言」に基づく会員事業者への取組み促進を実施した。

② 改正貨物自動車運送事業法に基づく「実運送体制管理簿」「運送利用管理規定」等の作成義務について、資料配布のほか、個別相談、巡回指導等を通じて周知徹底を図った。

③ 取適法(改正「下請法」)への対応

改正内容に関する説明資料の配布および会員事業者向け広報を実施し、周知を図った。

- ・ 説明会「物流・運送業のための改正下請法実務対応セミナー」(令和8年2月26日)

④ 適正競争の推進

貨物自動車運送事業法改正および特別措置法(新法)に関する情報共有を行い、事業許可更新制など適正競争確保に向けた議論の深化に寄与した。

⑤ 時間外労働の上限規制 960時間及び改正改善基準告示の遵守に係る対応

ア 巡回指導等を通じ、時間外労働上限規制や改正改善基準告示への対応状況等の実態把握、改善指導を行った。

イ 会員事業者に対し関係法令や告示について周知徹底を行うとともに、荷主や一般消費者等に対し、Web広告やリーフレットの配布等により荷主等への理解促進を図るための環境整備を行った。

- ・ トラック輸送における取引環境・労働時間改善兵庫県地方協議会(令和8年3月23日)

2 改正「標準的な運賃・標準運送約款」の活用等による適正なコスト收受等転嫁対策の推進

(1) 改正「標準的な運賃」及び「標準運送約款」の周知に係る対応

改正の趣旨および届出方法等について説明会を開催し、会員事業者の積極的活用を促進した。荷主向けにも広報を行い、理解促進を図った。

(2) 適正なコスト收受に向けた各種取り組み

- ① ドライバーの労働条件改善を目的とした労働条件改善を目的とした荷主交渉に関する助言・支援を実施した。
- ② 「燃料サーチャージや待機時間料等の実費收受に関する広報活動を実施した。
- ③ 中小企業庁のパートナーシップ構築宣言の普及に取り組むとともに、労務費・エネルギーコスト上昇分の価格転嫁促進に向けた情報提供を行った。
- ④ 標準的な運賃と自社原価の関連を踏まえた交渉方法など、全日本トラック協会と連携し標準的な運賃活用セミナーを開催した。
 - ・ セミナー「適正価格管理に向けた標準的運賃活用セミナー」（令和8年2月9日）

3 トラック・物流GメンとGメン調査員の連携による荷主対策の深度化の推進

(1) トラック・物流GメンとGメン調査員の連携による荷主対策の深度化の推進

- ① トラック・物流Gメンおよび関係省庁と連携し、荷主の違反原因行為情報の収集と周知を強化した。意見投稿サイトの活用についても会員・ドライバーへ積極的に周知した。
- ② 適正化実施機関の巡回指導(Gメン調査員活動)を通じ、違反原因行為の疑いのある事案をGメンへ報告し、働きかけ・要請等の行政措置の実施に協力を行った。
 - ア トラック・物流Gメン合同荷主等訪問要請「荷主パトロール」
 - 神戸市東灘区 住吉浜（令和7年10月2日）
 - 神戸市灘区 摩耶埠頭（令和7年11月17日）
 - 神戸市西区 神戸ハイテクパーク（令和7年12月12日）
 - 神戸市中央区 神戸ポートアイランド（令和8年1月26日）
 - 三木市 ひょうご情報公園都市（令和8年2月19日）
 - イ トラック・物流Gメン合同広報・啓発活動「運転者向け聴き取り調査」
 - 新名神高速道路 宝塚北サービスエリア（令和8年3月6日）

4 輸送秩序を阻害する行為の防止（巡回指導の総合評価がD・E事業所の重点化等）とコンプライアンスの推進

(1) 総合評価D・E事業所の重点化等巡回指導による法令遵守の徹底

総合評価D・E事業所を重点対象として巡回指導を実施し、悪質事業者については兵庫陸運部への迅速な情報提供を行った。

(2) 輸送の安全を阻害する行為の防止や法令遵守の指導

社会保険未加入事業者への加入指導を実施し、法令遵守を促進した。